

3月13日（水） 衆・法務委員会

寺田 学 議員（立憲）

対法務当局（民事局）

3問 代表者住所の一部を非表示とする商業登記規則改正案の規定について、対象を株式会社に限定したのはなぜか、法務当局に問う。

- 商業登記制度における代表者住所の公開の在り方については、法制審議会の附帯決議や政府方針（注）において、株式会社を前提として見直すこととされたところである。
- そのため、今回の改正案についても、株式会社を前提として制度設計したものであり、法務省としては、まずはニーズの強い株式会社での対応を目指したいと考えているところである。

（注）代表者住所公開見直しに係る政府方針

・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）（抄）

②有価証券届出書・会社登記等における個人情報の取扱いの見直し

新規公開時に提出される有価証券届出書等においてストックオプションの保有者の氏名・住所等が記載されることとなっている。個人情報の取扱いについて、本年度内に見直しを行う。また、会社登記の際には登記簿に代表取締役の住所が記載されて公開情報となる。同様に、年内に見直しを行う。

・デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会作成）（抄）

法人代表者住所の表示内容や閲覧対象者の範囲など商業登記制度における

る情報開示の在り方について、制度の趣旨・目的に照らして検討し、令和5年内に制度の見直しを行う。

(参考) 衆議院予算委員会議録（令和6年2月7日）（抜粋）

○ 小林史明委員

[略] スタートアップ政策を進める中を進める中で分かってきたのは、やはり、個人として挑戦をしたいといったときに、それ相応のリスクを負うわけですけれども、技術の進展によって余計なリスクが増えているなということが分かったわけです。それは何かといふと、会社登記で、法人の代表になると、住所の最後の番地まで簡単にインターネットで検索できる。これは、一定規模の企業になつたりとか、そうでなくとも、何か、ストーカーに遭うとか、脅迫の手紙が届くとか、場合によつては様々な金融の商品の売り込みがあるとか、プライバシーをちょっと侵害しているような実は影響が出ているということが分かりました。

このスタートアップ五か年計画の中で、これは何とか整理をしようということで、訴訟等になったときには必要な対応が取れることを前提に、住所の一部を表示しないようにしようということを法務省の皆さんにも御協力いただいて進めることになっています。これは本当にすばらしいことだと思うんですね。

なんですが、これはスタートアップの観点でやっていたので、ほかのNPOとか、一般社団法人とか、あと合同会社、これはDAOとかで注目されているんですけれども、これが議論として抜けているんですね。もちろん、これも同様に、プライバシーの保護という観点で、先ほどの企業の法人と同じような取扱いをすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○ 小泉法務大臣

商業登記制度における代表者住所の公開の在り方の見直し、一部非表示とする点でございますけれども、これまでの法制審議会の附帯決議あるいは政府方針において、まずは株式会社についてやろうということで今準備を進めておりますが、その過程でパブリックコメントを実施しました。今年の一月までやったわけでありますけれども、その中で、やはり、委員御指摘のとおり、対象を株式会社以外の会社や法人にも拡大するべきだという御意見も寄せられております。

法務省としては、こうした点も踏まえて、まずはニーズの強い株式会社での対応を目指しながら、一方で、パブリックコメントに寄せられた御意見も踏まえて、対象の拡大についてもしっかりと検討していきたいと思います。

(参考資料) 会社代表者住所の登記情報の公開に関する資料

# 1 会社代表者住所の登記情報の公開に関する現在の制度

法務省民事局  
令和6年3月

会社代表者住所は、会社の代表者を特定する情報として重要であるほか、民事訴訟法上の裁判管轄の決定及び送達において重要な役割を果たしている。そのため、会社は、会社代表者の住所を登記する義務があり、①登記事項証明書を取得する方法、②登記情報提供サービス（注）を用いてインターネットで登記情報を閲覧する方法で誰でもこれを知ることができる。

（注）登記情報をインターネットを使用して確認できるサービス

【登記情報（抜粋）】	役員に関する事項	取締役 甲野 太郎
	東京都大田区東蒲田二丁目3番1号	代表取締役 甲野 太郎
	監査役 乙野 次郎	

→これに対して、個人情報保護の観点等から見直すべきとの意見があり、法制審議会（会社法制部会）において議論され、登記事項証明書に代表者の住所を記載せず、利害関係を有する者は住所の記載のある登記事項証明書の交付を請求することができるものとする案も検討されたが、平成31年の会社法改正要綱案の取りまとめにおいては、この案は採用されず、登記情報提供サービスにおいて株式会社の代表者の住所を提供しないこととする法制審総会附帯決議がされた。

## 法制審議会附帯決議（平成31年1月）<抄>

株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書に関する規律については、これまでの議論及び当該登記事項証明書の利用に係る現状等に照らし、法務省令において、以下のような規律を設ける必要がある。

- (1) 株式会社の代表者から、自己が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者その他の特定の法律に規定する被害者等であり、更なる被害を受けるおそれがあることを理由として、その住所を登記事項証明書に表示しない措置を講ずることを求める旨の申出があった場合において、当該申出を相当と認めるときは、登記官は、当該代表者の住所を登記事項証明書に表示しない措置を講ずることができるものとする。
- (2) 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律に基づく登記情報の提供においては、株式会社の代表者の住所に関する情報を提供しないものとする。

## 2 会社代表者住所の登記情報の公開をめぐるこれまでの検討

法務省民事局  
令和6年3月

### 「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」の主な内容 (平成30年2月パブリックコメント実施)

登記事項証明書に代表者の住所を記載せず、利害関係を有する者は住所の記載のある登記事項証明書の交付を請求できるものとする。

(注) インターネットを利用して登記情報を取得する場合における当該住所の取扱いについても所要の措置を講ずることを検討するものとする。

#### (補足説明の主な内容)

代表者の住所については、(i)代表者を特定するための情報として重要であること、(ii)民事訴訟法上の裁判管轄の決定及び送達の場面において、法人に営業所がないときは重要な役割を果たすことなどの意義

#### 左記に対する主な意見

- ・利害関係の範囲が不明確
- ・利害関係の疎明等の手続が煩雑
- ・代表取締役等の住所を確認することが必要となる者への不当な制限
- ・代表取締役等の住所を登記事項とした趣旨が有名無実化
- ・弁護士等に職務上請求必要
- ・取引開始前の調査の段階などで利害関係人と認められず、取引先の委任が必要と考えられるが、相手を信用していないと受け取られかねないため、実務上困難

### 商業登記規則等改正案の主な内容（令和4年2月パブリックコメント実施）

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律に基づく登記情報の提供においては、株式会社の代表者の住所に関する情報を提供しないものとする。

#### 左記に対する主な意見

- ・法律実務への影響大
- ・消費者被害の手掛かりなくなる
- ・信用状況把握に必要
- ・紙ベースに依存し迅速性を阻害
- ・費用負担の増加
- ・システム改修のための猶予必要
- ・証明書では表示され無意味
- ・登記事項から除くべき

### デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会作成）<抄>

#### ○課題（要望等の概要）

商業登記制度における登記事項については、誰もが手数料を支払うことにより、登記事項の全部又は一部を書面で取得すること又は登記情報提供サービスを利用してデジタルで取得することが可能である。

登記事項のうち法人代表者の住所をデジタルで取得する場面では、加工・複写・伝達が容易であり、特に個人のプライバシーへの配慮が必要と指摘されている。

#### ○見直し方針・時期

デジタル庁が提示する「アナログ的規制のうちプライバシーへの配慮が必要と指摘される条項に関する見直しの基本的な方針」に沿って、法人代表者住所の表示内容や閲覧対象者の範囲など商業登記制度における情報開示の在り方について、制度の趣旨・目的に照らして検討し、令和5年中に制度の見直しを行う。

なお、上記スケジュールの前倒しも検討する。

▶ **アナログでもデジタルでも同一の情報を閲覧に供することを前提に、代表者住所が閲覧可能となることで得られる公共の利益と個人のプライバシーの保護とのバランスを図る必要がある。**

### 3 会社代表者住所の登記情報の公開の見直し（案）

法務省民事局  
令和6年3月

#### 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（抄）（令和5年6月16日閣議決定）

##### ②有価証券届出書・会社登記等における個人情報の取扱いの見直し

新規公開時に提出される有価証券届出書等においてストックオプションの保有者の氏名・住所等が記載されることとなっている。個人情報の取扱いについて、本年度内に見直しを行う。また、会社登記の際には登記簿に代表取締役の住所が記載されて公開情報となる。同様に、本年内に見直しを行う。

#### 見直し案

○商業登記における代表者住所の役割（本人特定・民事訴訟送達等）とプライバシー保護とのバランスを図るものとする。施行後、会社の取引や消費者被害対策等への影響などを総合的に勘案し、代表者住所の登記情報の新たな提供や対象会社・法人の拡大について検討し、実施する。

○商業登記規則（法務省令）を改正し、以下のとおりとする。

- ・一定の条件（①）の下、株式会社の代表者（②）の住所の登記情報（登記事項証明書等・登記情報提供サービス）は、市区町村まで表示する（③）。

役員に関する事項	取締役	甲 野 太 郎
	東京都大田区	
	代表取締役	甲 野 太 郎
	監査役	乙 野 次 郎

①設立・代表者就任・住所変更など代表者住所を登記する登記の申請時に、以下の書面を添付して、住所非表示を申出  
上場会社：上場会社であることを認めるに足りる書面

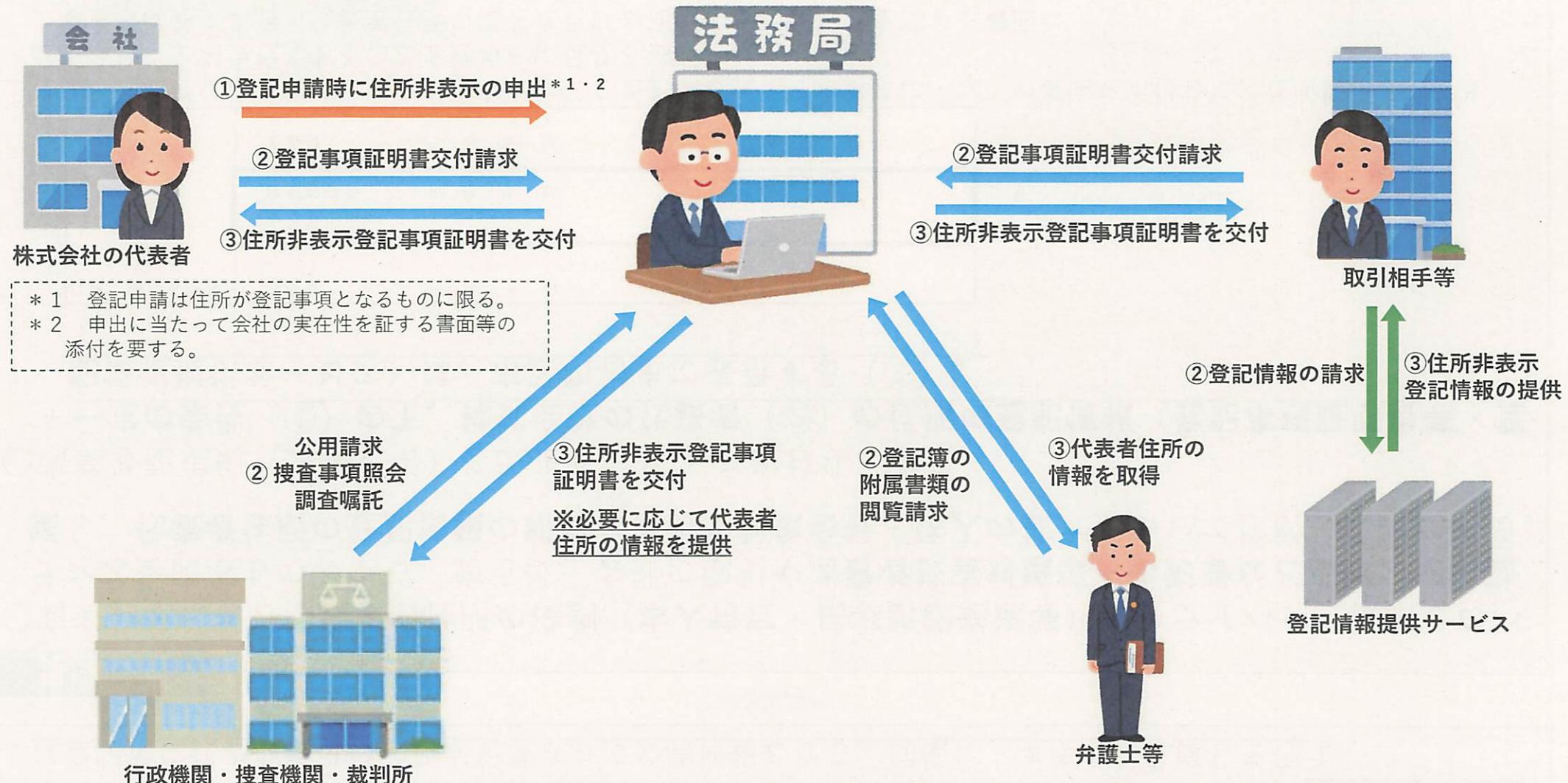
上場会社以外：本店・代表者住所の実在性及び会社の実質的支配者を証する書面

②株式会社の代表取締役・代表執行役・代表清算人

③当該株式会社の解除申出又は本店の実在性が失われた（本店への郵便物の不到達）時点で住所非表示措置は解除

# 会社代表者住所の公開の見直し後について【参考】

法務省民事局  
令和6年3月



- ・ 株式会社以外の会社・法人への拡大については、申出後の取引等への影響、消費者被害対策への影響などを総合的に勘案し、検討・実施
- ・ 住所非表示措置を講じた株式会社を通じた代表者住所の情報提供の在り方については、申出後の取引等への影響、消費者被害対策への影響などを総合的に勘案し、検討・実施

3月13日（水） 衆・法務委員会

寺田 学 議員（立憲）

対法務当局（民事局）

4問 商業登記規則改正案の施行日はいつになるのか、法務当局に問う。

- 令和5年12月26日から本年1月25日までの間にパブリック・コメントを実施した商業登記規則等の一部を改正する省令案については、パブリック・コメントを開始した当初には、本年6月3日の施行を予定していたところである。
- しかしながら、パブリック・コメントにおいては、多くの御意見が寄せられたところであり、その中には、施行日に関する御意見も見られた（注）。これらの御意見の内容も踏まえ、現在、施行日をいつにするのかの点も含め、円滑な実施のため改正内容を検討しているところである。

（注）施行日に関してパブリック・コメントで寄せられた御意見の内容【以下は公表前の情報】

非表示措置の導入が与える経済取引等への影響が大きく、現場の混乱が予想されるため、施行日については公布後6月後に後ろ倒しにすべきとの意見が見られた（日司連など）ことから、周知期間の確保のため令和6年6月3日施行としていたものを、同年10月1日施行に後ろ倒すことを検討している。

3月13日（水） 衆・法務委員会

寺田 学 議員（立憲）

対法務当局（民事局）

5問 今後、商業登記規則改正案の規定について、株式会社以外に対象を拡大していくのか、法務当局に問う。

- 令和5年12月26日から本年1月25日までの間に実施したパブリック・コメントにおいても、今回の改正案の規定を株式会社以外の会社や法人にも拡大すべきとの御意見が寄せられたところである。
- 法務省としては、今回の改正案については、まずはニーズの強い株式会社での対応を目指すこととしているが、パブリック・コメントにおいて寄せられた御意見を踏まえつつ、また、改正案の施行状況も勘案しながら、今後とも登記上の代表者住所の公開の在り方について検討を行ってまいりたい。